

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

南越前町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画として、本計画を定める。

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本町は、福井県のほぼ中央に位置し、町の中央を日野川が南北に流れ、総面積の約92%が山林で占められ、西は日本海に接する農山漁村である。

地形は極めて急峻であり、小区画の圃場が多いなどの立地特性から、平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要となっている。

また、担い手の高齢化や後継者不足により農業生産活動の継続が困難となり、国土保全、水源かん養、良好な景観形成等の多面的機能の低下が懸念されることから多面的機能を増進させることが必要となっている。

さらに、本町では、農産物の高付加価値化を図るため、特別栽培の推進を行っており、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

このような現状から本町では、法第3条第3項第1号・第2号・第3号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施と環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、国土の保全と生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
南越前町全域 (急傾斜地以外)	法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業
南越前町全域 (急傾斜地)	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し町が必要と認める事項

1. 多面的機能支払

本法に基づく事業を推進するにあたっては、農業者等の組織する団体に対し、地域環境や営農の状況等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が必要であり、県、市町、農業関係団体が共同する推進体制に参画し、農業者等の組織する団体に対しその支援を行う。

2. 中山間地域等直接支払

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定又は個別協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

南越前町全域（特定農山村、過疎法、山村法に該当する地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地（南越前町全域）

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地（田1/100以上1/20未満）が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合（南越前町全域）

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 険しい山に囲まれ降雪量の多い今庄地域は、反収が低く、高齢化率が高い地域で、今後の耕作放棄が懸念されるため、勾配が田で1/50以上、畑及び草地及び採草放牧地で10度以上の傾斜農用地を対象とする。（今庄地域）

(iii) 沿岸地域で、漁業が第1次産業の中心である河野地区は、1戸当たりの耕作面積が小さく、今後の耕作放棄が懸念されるため、勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地を対象とする。（河野地区）

(2) 集落協定の共通事項

ア 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

イ 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

ア 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持管理を行っている場合等にあっては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者と

する。

農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要に応じて農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

- イ 農業従事者一人当たりの農業所得が本町の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による交付金の対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農地も集落協定に含めることができるが、交付金の対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内の取りまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に当てる場合には、直接支払いの対象とする。
- ウ 認定農業者に準ずる者とは、南越前町水田農業ビジョンに定められた者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。